

見直し案の調査方法等について（たたき台）

事務区分	簡易収支調査（現家計消費状況調査）	家計簿調査（現家計調査）
基幹統計・一般統計 の別	一般統計	基幹統計
調査の対象	すべての世帯（学生の単身世帯を除く）	二人以上のすべての世帯 ※単身世帯は調査しない
調査期間	二人以上の世帯：12 か月調査 ※家計簿調査に抽出された世帯は 10 か月 単身世帯：12 か月	2 か月
標本設計 調査世帯数	層化 3 段抽出（全国 168 層、3,000 地点から抽出） 36,000 世帯 ・二人以上の世帯：33,000 世帯 ・単身世帯：3,000 世帯	簡易収支調査の調査世帯から無作為抽出した世帯を引き続き 調査 3,000 世帯 ※簡易収支調査の毎月の交替世帯数 3,000 世帯のうち、半数 (1,500 世帯)が家計簿調査に回答するものとし、四半期の調査 世帯数を 9,000 世帯として設定（現行の 1 か月当たりの調査 世帯数と同規模）
世帯の選定	①住民基本台帳を基に調査世帯一覧を作成 ②各地点から 12 世帯（うち単身世帯 1 世帯）を選定	① 簡易収支調査の委託業者が、調査開始 3 か月目までに都 道府県に対して、調査世帯一覧の情報を提供 ② 都道府県が、調査開始 4 か月目に簡易収支調査の調査世 帯一覧の中から家計簿調査の調査予定世帯を無作為抽出 ③ 簡易収支調査の委託業者が、調査開始 5 か月目に調査予 定世帯を訪問し、調査票を回収する際に、後日、家計簿調査 の調査員が来訪して家計簿調査への回答依頼がある旨説明 ④ 家計簿調査の調査員が、調査予定世帯を訪問し、家計簿

		<p>調査の説明、記入を依頼</p> <p>⑤ 調査世帯は、2か月間家計簿調査の調査票を記入</p> <p>※やむを得ない事情等により家計簿調査に回答できない世帯には、引き続き簡易収支調査への回答を依頼</p>
調査票	<p>① 特定商品（高額支出）に関する調査票</p> <p>② 毎月の収支に関する調査票（銀行口座等の情報から把握）</p> <p>③ 年間収入・貯蓄等調査票</p> <p>③ 世帯票</p> <p>※各調査票について電子調査票を導入</p>	<p>① 家計簿</p> <p>② 高額支出に関する調査票</p> <p>③ 世帯票</p> <p>※各調査票について電子調査票を導入</p> <p>※年間収入・貯蓄負債は簡易収支調査の開始時に調査</p> <p>※家計簿の重量記入は廃止</p> <p>※家計簿は自由記入方式（アフターコード方式）</p>
調査票の提出	<p>郵送又はインターネットにより回答</p> <p>※調査開始5か月目の世帯については回収率確保のため調査員が調査世帯を訪問して調査票を回収。その際、家計簿調査の調査予定世帯に対しては、後日、都道府県から家計簿調査の依頼がある旨説明</p>	<p>調査員が調査世帯を訪問して、回収</p> <p>※電子調査票はインターネットにより回答</p>
集計事務	<p>①民間調査機関が調査票情報を入力し、集計用データを作成</p> <p>②統計センターが集計用データを用いて結果表を作成</p> <p>※現在の統計センターの集計体制を考慮すると、統計センターでデータを入力することは困難</p>	<p>統計センターにおいて、次のとおり集計。</p> <p>家計簿(紙媒体)：記入された個々の収入・支出を入力して、集計</p> <p>電子家計簿：提出された電子データを集計</p>
結果の公表	<p>支出総額については、毎月公表</p> <p>※簡易収支調査の支出総額を主系列とする</p>	<p>簡易収支調査の内訳の位置づけとして、四半期及び年単位の結果を公表</p> <p>※家計簿調査においては月次結果の公表は行わない</p>